明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

理令別表第五の二五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（5）若しくは第六条の五第一項第三号イ（5）に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ソ若しくは第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三号、第一四号、第二〇号から第三一号まで及び第三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第二条関係）

一・二	（略）	（略）
三	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下
四・五	（略）	（略）
六	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下
七～一二	（略）	（略）
一三	トリクロロエチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一四～三三	（略）	（略）
備考 （略）		

別表第二（第三条関係）

一	（略）	（略）	
二	廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	カドミウム又はその化合物	試料一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下
三～八	（略）	（略）	（略）

理令別表第五の二五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（5）若しくは第六条の五第一項第三号イ（5）に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号レ若しくは第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三号、第一四号、第二〇号から第三一号まで及び第三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第二条関係）

一・二	（略）	（略）
三	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
四・五	（略）	（略）
六	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
七～一二	（略）	（略）
一三	トリクロロエチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・三ミリグラム以下
一四～三三	（略）	（略）
備考 （略）		

別表第二（第三条関係）

一	（略）	（略）	
二	廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	カドミウム又はその化合物	試料一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
三～八	（略）	（略）	（略）